

ふれあい・いきいきサロンのQ&A

Q1 「定期交流型」では年24回以上、「運動中心型」では年42回以上となる理由を教えてください。

「定期交流型」、「運動中心型」では高齢者の介護予防を主な目的としています。
定期的に外出する機会をもつことで、健康増進を図り、健康でいきいきとした日常生活を身近な地域でつくることを目指しているためです。



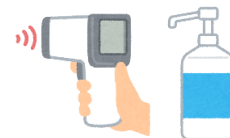
Q2 高齢者のサロンですが、「だれでも型」を利用することはできますか。

はい、可能です。対象となる集落や地区の高齢者へ広くお知らせをお願いします。
例えば、仲良しメンバーや老人会会員のみだけではなく、地区や集落で、回覧板やチラシ、広報、口コミや声かけなどで広く周知をお願いします。

Q3 コロナ対策で、サロン時間を短縮していますが、助成対象になりますか。

また、コロナ禍でのサロン活動で注意することはありますか。

はい、対象になります。
提出は不要ですが、当日の参加者のお名前や体温・体調を記録した名簿をお願いします。
マスクの着用と、手洗い・アルコール消毒、換気を定期的に行い、体調が優れない場合は無理をせず、自宅で休養しましょう。
体温計や、アルコール消毒液等の購入には助成金を活用いただけます。



Q4 コロナ禍で予定回数が出来なかった場合、助成金はどのようにになりますか。

実績に基づいて助成します。
事前に、または報告書を提出する際に、変更申請書の提出をお願いします。

【返戻】 ①変更申請書を提出

②お戻し額を支所へ持参、または本会指定口座へ振込み

③本会より領収書を発行



ご相談
ください

Q5 来年度の申請は、どのような期間で受け付けていますか。

3月上旬～4月下旬までの期間を一つの区切りとして、受け付けています。
ただし、コロナ禍において受付期間を変更する場合があります。
申請は、11月末まで受け付けていますが、さかのぼって申請することはできません。

Q6 サロン保険とはどのようなものですか。

主にサロン参加者のケガを補償する保険です。保険料は、1人1日13円です。
サロン助成を受けている団体は、任意で加入いただけます。
新型コロナウイルス感染症は、対象とはなりません。

Q7 報告書や申請書の提出などのスケジュールを教えてください。

受付会場によって日時が異なります。事前に来所の希望日をお知らせください

